

安全報告書

自 30. 12. 1

至 1. 11. 30

(2020年)



天橋立総合事業株式会社

(天橋立ビューランド)

リフト

1. 利用者の皆様へ

平素より天橋立ビューランドをご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。
弊社は、安全第一をモットーに揚げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。
本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。
皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

天橋立総合事業株式会社 取締役社長 山本 大八朗

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

弊社は、安全第一をモットーとし、安全管理規程に「輸送の安全を確保するための方針」として次のように揚げ、社長以下従業員に周知・徹底しております。

(天橋立総合事業株式会社 安全管理規程より)

社長、役員及び職員（職員に準ずる者を含む）（以下、「職員等」という。）の安全に係わる行動規範（安全の基本理念、安全方針）は、次のとおりとする。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。）以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

(2) 安全目標

弊社は、安全第一をモットーとし、「索道運転事故 0 件」を安全目標に揚げていますが、あらためて「索道運転事故 0 件」の継続を安全目標に揚げ、事故の防止に全力で取り組みます。

3. 事故等の発生とその再発防止措置

(1) 索道運転事故

令和1年度、索道運転事故はありません。

(2) 災害（地震・暴風雨・豪雪等）

令和1年度、自然災害による影響はありません。

(3) インシデント

令和1年度、国土交通省へのインシデント報告はありません。

(4) 行政指導等

令和1年度、監督官庁等からの行政指導はありません。

4. 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育

弊社では輸送の安全を確保するために、教育訓練マニュアルに基づき、3ヶ月教育・6ヶ月教育・9ヶ月教育・2年教育・3年教育を実施しております。また、運輸局での索道技術管理者講習後、索道に係わる全従業員に対し勉強会を開き、講習を実施しております。

(2) 緊急時対応訓練

定期的に発電機及び予備原動機を使用して年3回程度実施しております。

(3) 安全のための投資と支出

毎期末に安全を最優先に次年度の投資、補修を決定し実行しております。

令和1年度の主要な実施状況は以下のとおりです。

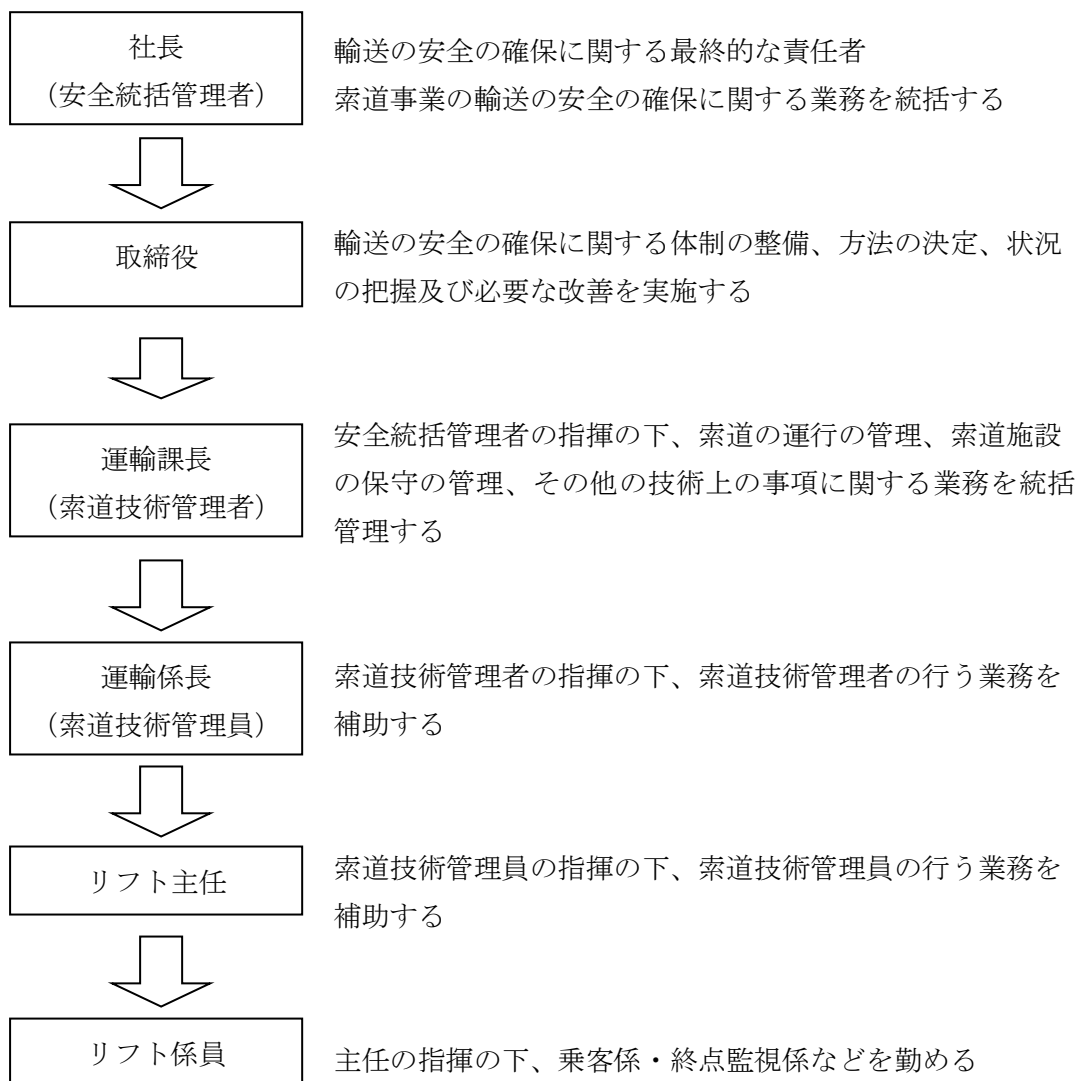
- リフト単輪交換
- 9号柱受索装置交換
- リフト沿道改修工事
- 山麓、山頂駅周り改修工事
- 索条支えい索交換・切詰工事

令和2年度の主要な実施計画は以下のとおりです。

- 原動滑車交換
- 緊張索交換
- 原動装置自在軸継手・常用制動機スラスタ交換
- 9号柱受索装置交換
- 1号柱特3輪本体交換
- リフト沿道改修工事
- 山麓、山頂駅周り改修工事

5. 安全管理体制

弊社の安全管理体制は社長をトップとした以下のとおりとなっております。リフトでは索道技術管理員が主となり、始業前、索道施設内を安全確認のため、巡回しております。また、当日の係員の健康状態や天候などを確認し営業しております。



6. リフト乗車時の注意事項

(リフトご利用のお客様へ)

- (1) 途中とびのり、とびおりはしないこと。
- (2) いすをゆすらないこと。
- (3) たばこは吸わないこと。
- (4) 小学生未満の幼児はひとりで乗れません。
- (5) 泥酔者はおことわりします。
- (6) 荷物を落とされたときは係員にお申し出ください

7. 弊社へのご意見・ご要望

弊社へのご意見・ご要望は下記までお願いします。

〒626-0001

京都府宮津市字文珠437

天橋立総合事業株式会社

TEL 0772-22-1000

FAX 0772-22-5305

URL <http://www.viewland.jp/>

「お客様の声をかたちにしています」

より安全で信頼される索道をつくるため皆様からのお寄せいただいた声を役立てています。

安全報告書

自 30. 12. 1

至 1. 11. 30

(2020年)



天橋立総合事業株式会社

(天橋立ビューランド)

モノレール

1. 利用者の皆様へ

平素より天橋立ビューランドをご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。
弊社は、安全第一をモットーに揚げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。
本報告書は、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。
皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

天橋立総合事業株式会社 取締役社長 山本 大八朗

2. 基本方針と安全目標

(1) 基本方針

弊社は、安全第一をモットーとし、「輸送の安全を確保するための方針」として次のように揚げ、社長以下従業員に周知・徹底しております。

社長、役員及び職員（職員に準ずる者を含む）（以下、「職員等」という。）の安全に係わる行動規範（安全の基本理念、安全方針）は、次のとおりとする。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。）以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

(2) 安全目標

弊社は、安全第一をモットーとし、「運転事故 0 件」を安全目標に上げていますが、あらためて「運転事故 0 件」の継続を安全目標に揚げ、事故の防止に全力で取り組みます。

3. 事故等の発生とその再発防止措置

(1) 運転事故

令和1年度、運転事故はありません。

(2) 災害（地震・暴風雨・豪雪等）

令和1年度、自然災害による影響はありません。

(3) インシデント

令和1年度、インシデント報告はありません。

(4) 行政指導等

令和1年度、監督官庁等からの行政指導はありません。

4. 輸送の安全確保のための取組み

(1) 始業点検

弊社では輸送の安全を確保するために、毎日、営業前に起点から終点までの試運転を行っています。

(2) 緊急時対応訓練

緊急連絡系統図を見直し係員に周知徹底を行う。

(3) 安全のための投資と支出

毎期末に安全を最優先に次年度の投資、補修を決定し実行しております。

令和1年度の主要な実施状況は以下のとおりです。

○メーカーによる定期点検（3ヶ月に1回）

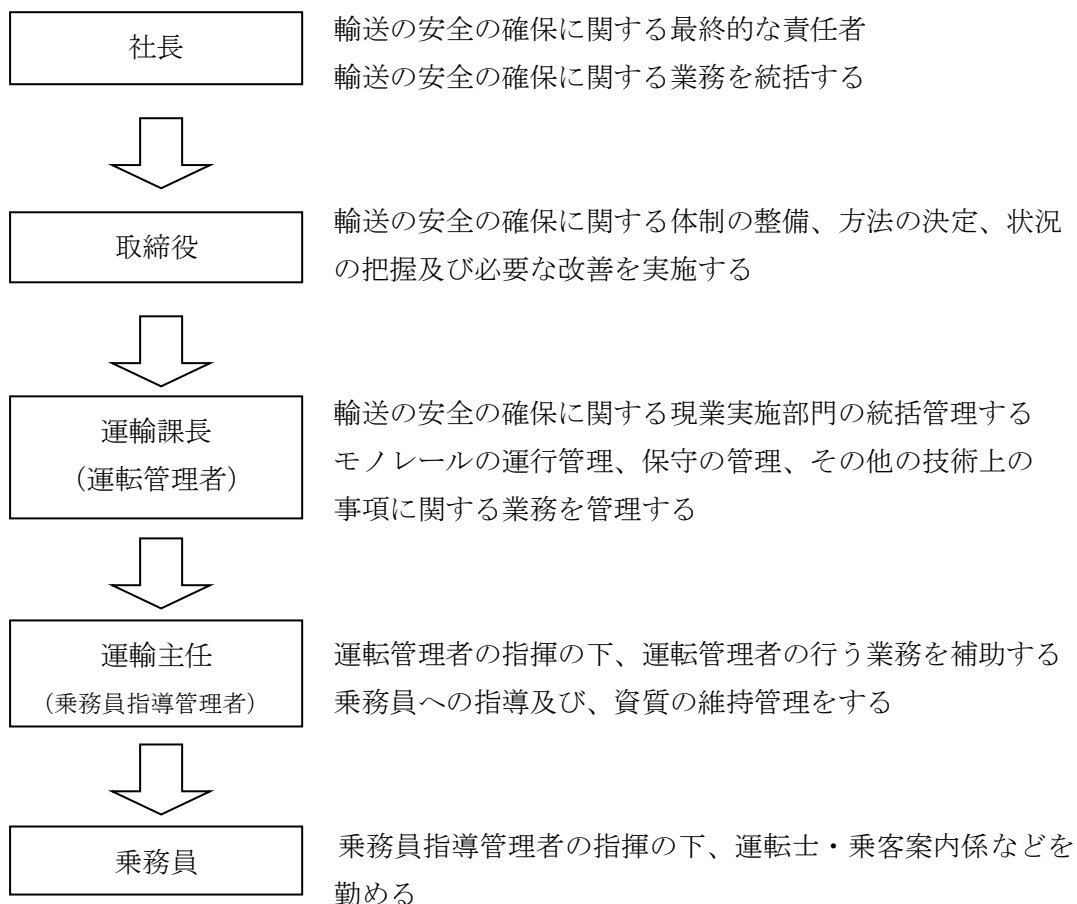
令和2年度の主要な実施計画は以下のとおりです。

○メーカーによる定期点検（3ヶ月に1回）

○モノレール車内エアコン交換

5. 安全管理体制

弊社の安全管理体制は社長をトップとした以下のとおりとなっております。モノレールでは運転管理者が主となり、始業前、索道施設内を安全確認のため、巡回しております。また、当日の係員の健康状態や天候などを確認し営業しております。



6. モノレール利用者の方へのご注意

- (1) 乗車定員は必ず守って下さい。(定員 40 名、定格積載量 2, 600 kg)
- (2) 乗車中は危険防止のため必ず着座するかテスリにおつかまり下さい。
- (3) 緊急の場合は「インターホン」で係員に連絡して下さい。
- (4) 車内への火気や危険品（発火、引火性のあるもの）は持ち込まないで下さい。
- (5) 車両内では禁煙です。おタバコはご遠慮下さい。
- (6) ペットとのご乗車はご遠慮下さい。

7. 弊社へのご意見・ご要望

弊社へのご意見・ご要望は下記までお願いします。

〒626-0001

京都府宮津市字文珠437

天橋立総合事業株式会社

TEL 0772-22-1000

FAX 0772-22-5305

URL <http://www.viewland.jp/>

「お客様の声をかたちにしています」

より安全で信頼される索道をつくるため皆様からのお寄せいただいた声を役立てています。